

海洋汚染等防止法に基づく水底土砂の海洋投入処分における 判定基準等の見直しについて

1. はじめに

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律では、海域における船舶からの廃棄物の排出を原則として禁止しつつ、一部の廃棄物の排出については例外的に認められている。

この例外のうち、浚渫活動等に伴って生ずる水底土砂等の排出方法については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海防法施行令」という。）において、海域において排出することができる水底土砂の基準が規定^{※1}されている。

※1 海防法施行令では埋立場所等に排出する水底土砂等の排出方法に関する基準も規定されている。

これらの基準値は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」という。）で規定^{※2}されている。

※2 埋立場所等に排出する水底土砂と海域において排出することができる水底土砂の基準（溶出量試験）が規定されている。

2. 水底土砂の海洋投入処分に係る判定基準について

（1）判定基準の考え方

水底土砂は、比重が2.5程度と大きく、船舶から排出した後は沈降していき、海底に堆積する。その過程において、水底土砂に含まれる有害物質が溶出するが、溶出した有害物質を含む海水は直ちに希釈される。水底土砂から溶出した有害物質の海水における希釈については、工場等からの排水が環境中で希釈される時と同等の効果を有すると考えられる。

また、水底土砂の水面埋立処分の基準は、昭和47年の有害汚泥処理基準検討会の報告「浚渫に伴う重金属類を含む汚泥の埋立処分に関する基準について」において、埋立場所での溶出に伴う有害物質の流出を前提とし、水に溶けて直接間接に人体内に取り入られることによる影響を考慮して、水質汚濁防止法の排水基準がチェックポイントとなるとされている。

これらより、水底土砂の海洋投入処分における判定基準は、基本的に従来から、水質汚濁防止法に基づく排水基準を参考としている。

（２）判定基準の見直しについて

今般、カドミウム、トリクロロエチレン及び六価クロムの排水基準が改正されたことを受け、判定基準省令で定める基準値の見直しについて、有識者で構成される検討会を設置し、審議を行った。

最新の科学的知見の収集並びに、現在実施中の海洋投入処分事業、港湾関係の埋立事業及び漁港関係の浚渫事業の実態の把握を行い、審議を進めた結果、３物質の基準値について、排水基準を参考とする従来の考え方を踏襲し、排水基準と同様の基準値とすることが適当であるとの結論を得たため、判定基準省令について、下記表のとおり改正を行った。

表 カドミウム、トリクロロエチレン、六価クロムの改正後の基準値

	カドミウム [mg/L]	トリクロロエチレン [mg/L]	六価クロム [mg/L]
改正前	0.1	0.3	0.5
改正後	0.03	0.1	0.2
(参考) 排水基準※ ³	0.03	0.1	0.2

※３：水質汚濁防止法に基づく排水基準

（３）スケジュール

○公布日：令和７年３月３日

○施行日：令和７年１０月１日

３．水底土砂の海洋投入処分に係る検定方法の見直しについて

（１）検出方法の見直し

水底土砂に係る有害物質の検定方法は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（以下「環告１４号」という。）」で規定されている。

今般、基準値の見直しを行うにあたり、カドミウム及び六価クロムについては、新たな基準値を定量できない検定方法が規定されていることから、当該方法の見直しを検討している。

また、現行の環告１４号で引用している JIS K0102（工業排水試験方法）が見直されることから、分冊・再編後の新 JIS K0102 群への対応も合わせて行う。

（２）今後のスケジュール

○公布日：令和７年夏頃

○施行日：令和７年１０月１日（予定）